

- 間（3年間）に係る総額）の100分の5以上の金額を5の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
否
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（当該調達役務の利用期間（3年間）に係る総額）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 summary

- (1) Name and description of project
"Information Giga Highway"
A complete network for news and communication to service Kumamoto prefecture
- (2) Deadline to begin service
September 16, 2005
- (3) Location of project
See bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding proposal
July 26, 2005 1:30 p.m.
Room to submit bidding proposal
Prefectural Office of Kumamoto
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail

- July 25, 2005
- (6) Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract
Regional & Planning Division,
Department of Regional & Development
Prefectural Office of Kumamoto
6 - 18 - 1 Suizenji, Kumamoto City,
Kumamoto prefecture, 862 - 8570 Japan
Phone : 096 - 383 - 1111 Ext. 3083

熊本県公告第479号

次のとおり県税の収納代行業務受託者選定に係る企画案競技を実施する。
平成17年6月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 企画案競技の目的
県では、平成18年度から地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2の規定に基づき、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）店舗による県税の収納を、収納代行業務を行う者に委託して実施することを予定しているが、本企画案競技は、当該収納代行業務を委託するに当たり、最適な受託者を選定することを目的として、実施するものである。
- 2 企画案競技の位置付け
県税の収納代行業務の委託は、平成18年度歳入歳出予算において関連予算が熊本県議会で可決された場合に実施するものであり、本企画案競技において選定されたことによつて、当該収納代行業務に係る委託契約の締結を確約するものではないこと。
- 3 企画案競技への参加条件
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 地方税又は公金等のコンビニにおける収納代行業務の受託について、相当の実績を有している者
 - (2) 収納金に係る事項を帳簿によって正確に記録し、遅滞なく事務処理を行う体制を有している者
 - (3) 熊本県内に複数の店舗を有する5社以上のコンビニとの提携関係を有している者。ただし、地方税の収納及びバーコード体系UCC / EAN - 128の取扱いが可能なコンビニに限る。
- 4 企画案競技の実施方法
 - (1) 企画案競技説明会の日時及び場所
 - ア 日時
平成17年6月24日（金）午後2時00分から
 - イ 場所
熊本県庁行政棟新館8階 802共用会議室
 - (2) 企画案競技に関する説明書の配布について
 - ア 配付期間
平成17年6月13日（月）から平成17年6月24日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時00分まで
 - イ 配布場所
(4)に記載のとおり
 - (3) 企画提案書の提出期限
平成17年7月15日（金）午後5時00分まで必着
 - (4) 提出先
熊本県総務部税務課企画収税班（県庁本館3階）
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096 - 383 - 1111 内線 3364
 - (5) 企画提案書の提出方法
(4)に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (6) その他詳細は、企画案競技に関する説明書による。
- 5 企画案競技参加に係る費用の負担
本企画案競技への参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- 6 問い合わせ先
4の(4)に記載のとおり

登載依頼

熊本県収用委員会公告第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり裁決手続の

開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村乙

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
掛迫	105 番 2	山林	山林	184,006	広大画地のため、一筆全 体の測量はしていない	6,865.68
			雑種地			8,545.12
計						15,410.80

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
尾方重繼 (持分 4 分の 1)
熊本県球磨郡五木村甲 7282 番地
尾方ミス子 (持分 4 分の 1)
熊本県球磨郡五木村甲 7282 番地
岩崎己智男 (持分 4 分の 1)
熊本県球磨郡五木村甲 3374 番地の 41
岩崎ケサエ (持分 4 分の 1)
熊本県球磨郡五木村甲 3374 番地の 41
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 17 年 5 月 31 日

熊本県収用委員会公告第 7 号

土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) 第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 17 年 6 月 13 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
 土地の所在 熊本県球磨郡五木村甲

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
溝口	3699 番 1	畑	山林	561	2,210.39	759.39
			公衆用道路			28.72
計						788.11

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
国土交通省 (持分 320 分の 317)
上記代表者 国土交通大臣 北側一雄
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
田村久一 (持分 320 分の 1)
千葉県松戸市日暮四丁目 11 番地の 20
田村幸裕 (持分 320 分の 1)
熊本県熊本市九品寺三丁目 17 番 24 号
田村四五六 (持分 320 分の 1)
熊本県熊本市九品寺三丁目 17 番 24 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 17 年 5 月 31 日